

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

東北経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「法」という。)に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準の策定に当たっての指針を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第1 申請に対する処分

審査基準

(1) 法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(2) 法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

関東経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「法」という。)に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準の策定に当たっての指針を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第1 申請に対する処分

審査基準

- (1) 法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し
法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。
 - ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
 - ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

- (2) 法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し
法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。
 - ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
 - ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

中部経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「法」という。）
に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の
規定による審査基準及び同法第 12 条第 1 項に規定する処分基準の策定に当たっての指針
を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第 1 申請に対する処分

審査基準

(1) 法第 7 条第 4 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第 7 条第 4 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第
3 項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくな
ったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合
理化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 2 条第 1 項に規定する原油換算エ
ネルギー使用量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が同条第 2 項に規定
する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込
みの根拠

(2) 法第 17 条第 4 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第 17 条第 4 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条
第 3 項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくな
ったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー
使用量が令第 6 条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認め
られるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込
みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

近畿経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「法」という。)に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準の策定に当たっての指針を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第1 申請に対する処分

審査基準

(1) 法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(2) 法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

中国経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)(以下「法」という。)に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び同法第 12 条第 1 項に規定する処分基準の策定に当たっての指針を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第 1 申請に対する処分

審査基準

- (1) 法第 7 条第 4 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し
法第 7 条第 4 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第 3 項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)第 2 条第 1 項に規定する原油換算エネルギー使用量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が同条第 2 項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。
 - ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
 - ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

- (2) 法第 17 条第 4 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し
法第 17 条第 4 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第 3 項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第 6 条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。
 - ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
 - ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

四国経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「法」という。)に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準の策定に当たっての指針を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第1 申請に対する処分

審査基準

(1) 法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(2) 法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 18・09・15 資庁第 5 号
平成 19 年 1 月 24 日

九州経済産業局長 殿

資源エネルギー庁長官

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「法」という。）
に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の
規定による審査基準及び同法第 12 条第 1 項に規定する処分基準の策定に当たっての指針
を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第 1 申請に対する処分

審査基準

(1) 法第 7 条第 4 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第 7 条第 4 項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第
3 項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくな
ったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合
理化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 2 条第 1 項に規定する原油換算エ
ネルギー使用量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が同条第 2 項に規定
する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込
みの根拠

(2) 法第 17 条第 4 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第 17 条第 4 項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条
第 3 項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わな
くなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー
使用量が令第 6 条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認め
られるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込
みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

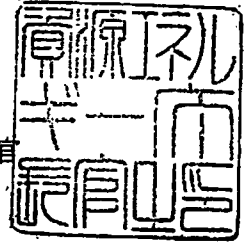
法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

経済産業省

平成18・09・15資庁第5号
平成19年1月24日

内閣府沖縄総合事務局経済産業部長 殿

資源エネルギー庁長官



エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業局長の処分に係る
審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「法」という。)に基づく経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準の策定に当たっての指針を下記のとおり示すので、本指針を踏まえて審査基準及び処分基準を定められたい。

第1 申請に対する処分

審査基準

(1) 法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第7条第4項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(2) 法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消し

法第17条第4項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定の取消しは、同条第3項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場において事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第61条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第10条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

第2 不利益処分

処分基準

(1) 法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定

法第7条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(2) 法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定

法第17条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(3) 法第61条第1項に基づく特定荷主の指定

法第61条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第10条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。